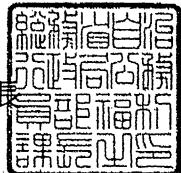


總行福第345号
平成18年11月15日

各都道府県総務部（局）長
(職員厚生担当課、市区町村担当課扱い)
各指定都市総務局長
(職員厚生担当課扱い)

} 殿

総務省自治行政局公務員部福利課長



地方公共団体が実施する福利厚生事業に係る点検・見直し及び
事業の実施状況等の公表について（通知）

地方公共団体が実施する福利厚生事業については、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（平成17年3月29日総行整第11号）」において、「職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施すること。また、人事行政運営等の状況の公表の一環として福利厚生事業の実施状況等を公表すること。」を求めているところです。

今般、この指針を踏まえた地方公共団体における福利厚生事業の見直し状況及び公表状況等について調査し、その結果を別添のとおりとりまとめ、公表いたしました。

各地方公共団体におかれては、平成17年3月の指針に加えて、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）」において地方公共団体における「互助会への補助金を削減する」とされたこと及び「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（平成18年8月31日総行整第24号）」において「福利厚生事業については、点検・見直しを行い、適正に事業を実施するとともに、事業の実施状況等を公表すること。これらの取り組みを通じ、住民の理解が得られるものとなるよう、職員互助会への補助についても見直しを図ること。」とされたことを踏まえ、職員互助会への補助の見直しを含めた福利厚生事業の点検・見直しに引き続き努め、福利厚生事業の実施状況等の公表内容について充実を図っていただきますようお願いいたします。なお、関係部局に対して、これらの趣旨を徹底されますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、各都道府県内の市区町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）に対し、本通知の内容について周知されますとともに、これらの市区町村における福利厚生事業の見直し状況等をできる限り住民等が団体間で比較分析を行いやすい形で公表するほか、市区町村に対し、今後とも適切に助言等を行うようお願いいたします。

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）

(厚生制度)

第四十二条 地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（抄）

平成17年3月29日
総務事務次官通知

第2 行政改革推進上の主要事項について

3 定員管理及び給与の適正化等

(4) 福利厚生事業

職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施すること。

また、人事行政運営等の状況の公表の一環として福利厚生事業の実施状況等を公表すること。

地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（抄）

平成18年8月31日
総務事務次官通知

第1 総人件費改革

4 その他

(1) 福利厚生事業については、点検・見直しを行い、適正に事業を実施するとともに、事業の実施状況等を公表すること。これらの取り組みを通じ、住民の理解が得られるものとなるよう、職員互助会への補助についても見直しを図ること。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006

平成18年7月7日
閣議決定

第3章 財政健全化への取組

1. 岁出・歳入一体改革に向けた取組

(4) 第Ⅱ期目標の達成に向けて

(2) 岁出改革

ii. 各分野における歳出改革の具体的な内容

公務員人件費・独立行政法人・公益法人

(I. 公務員人件費)

○ 地方公務員

<更なる改革>

(7) 互助会への補助金を削減する。